

移動等円滑化基準チェックリスト 小規模店舗(大阪府福祉のまちづくり条例付加分含む)

※本チェックリストは、別表二の項の中欄に掲げる特別特定建築物のうち、床面積の合計(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計。)が二百平方メートル未満のものが対象となる。

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
標識 (政令第20条、H18省令第113号)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識を見やすい位置に設けているか ②標識は、内容が容易に識別することができるものか(日本産業規格Z8210に適合しているか)	-

○移動等円滑化経路(道等から利用居室に至る1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
経路 (政令第19条第1項)	①道等から利用居室までの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路としているか ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	
階段 (政令第19条第2項第一号)	①階段又は段を設けていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (政令第19条第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 (政令第19条第2項第三号)	①政令第11条に適合しているか ②幅は90cm以上であるか ③50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか ④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 (政令第19条第2項第四号)	①政令第13条に適合しているか ②幅は、90cm以上であるか ③勾配は1/12以下であるか(ただし、高さが16cm以下のものは1/8以下) ④高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降口 ビー (政令第19条第2項第五号、H18告示第1493号)	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降口ビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか ⑤籠内及び乗降口ビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか ⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビー※ (1)籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか (2)籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか (3)籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	-
特殊な構造又 は使用形態の エレベーターそ の他の昇降機 (政令第19条)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25m ² 以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの (1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか	-

第2項第六号、 H18 告示 第 1492 号)	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の階段の定格速度を 30m/分以下、かつ、2 枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	-
	(1) 平成 12 年建設省告示第 1417 号第一ただし書に規定するものであるか	
敷地内の通路 (政令第 19 条 第2項第七号、 政令第 19 条 第 3 項)	①政令第 17 条に適合しているか	-
	②幅は 90cm 以上であるか	-
	③50m 以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	-
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	-
	⑤傾斜路	-
	(1) 幅は、90cm 以上であるか	-
	(2) 勾配は、1/12 分以下であるか (高さが 16cm 以下のものの場合は 1/8 以下)	-
	(3) 高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けているか(勾配 1/20 以下の場合は除く)	-
	⑥道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記②～⑤の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記②～⑤を満たしているか。	-

※エレベーター及び乗降口ビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。

(告示第 1494 号)

【記入例】

- ◎ チェックリストに記入したうえで、確認時に関係規定として審査できるよう必要な内容を、それぞれ図面にも記入してください。

移動等円滑化基準チェックリスト 小規模店舗(大阪府福祉のまちづくり条例付加分含む)

※本チェックリストは、別表二の項の中欄に掲げる特別特定建築物のうち、床面積の合計(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計。)が二百平方メートル未満のものが対象となる。

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
標識 (政令第20条、H18省令第113号)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に存在を表示する標識を見やすい位置に設けているか ②標識は、内容が容易に識別することができるものか(日本産業規格Z8210に適合しているか)	- <input checked="" type="radio"/>

○移動等円滑化経路(利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る 1 以上の経